## ■パブリックコメントでの意見及び本市の考え方

令和4年11月21日から12月21日までの間、パブリックコメントを実施し、1名の方から意見書の提出がありました。パブリックコメントで寄せられた意見とそれに対する本市の考え方は次の通りです。

東大阪市都市計画マスタープラン(立地適正化計画)(素案)におけるパブリックコメントで寄せられた意見とそれに対する本市の考え方

意見NO.	頁数	意見	本市の考え方	修正有無
1	4,5,6,7	資料出所 例えば、4ページの「大阪府における都市計画のあり方」には「大阪府都市計画審議会答申」と付記されているため、資料出所が分かります。 これと同じように、4ページから7ページまでに記された各計画の策定者名(資料出所)を記すようにしてください。本計画の読者が詳細を調べ易くするため。	ご意見を踏まえ、6ページ、7ページの表題に策定機関名を記載しました。	有
2	23	人口密度 23ページの「人口密度変化分析」の赤色で表示された地区は、人口密度が将来高まることを示しています。しかし、その地区は人口が元々少ない地区だったと推測します。また、元々人口が多い地区では、人口が多く減ったとしても、人口密度はそれほど減少しないのかもしれません(青色で表示)。少ない人口増加であっても真っ赤に、多くの人口減少であっても薄い青色で表示されることになります。また、83ページに示された居住誘導区域の地図と突合させると、居住誘導区域ではない区域において人口密度が増加する地区があります。これでは意味のある図とは思えません。	数値について再度精査するとともに、令和2(2020)年時点で40人/ha以上の人口密度の町丁目のみの比較を示す図に修正しました。	有
3	25	就業人口 25ページの就業人口は、「本市に住んでいる」者です。この者には、他のまち(例えば、奈良市)で働いている者が含まれており、また、他のまちから来て本市で働いている者は含まれていません。 このような統計数値は、東大阪市という土地の観点から見た場合、意味はありません。本市内で就業している産業別人口に意味があると思います。 何らかの調整を行い、東大阪市が就業地であるデータにする方が良いと思います。	ご意見を踏まえ、本市の産業別の事業所数と従業者数を示す図に修正しました。	有
4	46,47,48	定義掲載 46ページの「福祉施設」、47ページの「子育て支援施設」及び48ページの「商業施設」の定義や具体例の記載をお願いします。	ご意見を踏まえ、修正しました。	有

意見NO.	頁数	意見	本市の考え方	修正有無
		ラグビーが盛んなまち 「第1章 東大阪市の現況と都市構造上の課題」の「01 東大阪市の現況・都市構造の分析」の「2. 東大阪市の都市構造」の49ページの「(10)地域資源」の「ラグビーをはじめとした様々なスポーツが盛んなまち」を削除してください。		
5	49	理由 「様々なスポーツが盛ん」としながら、ラグビーとウィルチェアスポーツしか記載していません。 「盛んなまち」という東大阪市全体を想起させる表現でありながら、東花園近辺の状況しか記載していません。 大多数の市民は、ラグビーやウィルチェアスポーツを見たり、したりしません。実態からかけ離れたことを書くことによって、本計画の信頼性が低下します。 「世界に知られるラグビーの聖地」という風評は、一般市民にとってはどうでも良いことです。市民にとっての資源ではありません。ラグビー愛好者しか理解できないことを、公共の文書に記載すべきではありません。 52ページに記されたアンケート結果で「まちづくりへの期待」では、「スポーツ活動が盛んなまち」への期待が低いため、本計画に記載する価値はありません。	花園中央公園は本市の特徴的な地域資源であり、本市の現況を紹介する上では必要な項目と考えております。本文の記載内容については修正しました。 頂いたご意見はスポーツに対する多様な考え方のひとつとして今後の施策検討の参考とさせて頂きます。	有
6	58	コンパクトの意味 「02 都市づくりの基本方針」(58ページ)に「コンパクト」や「コンパクトなまちづくり」という用語がありますが意味が分からないため解説を付けてください。	ご意見を踏まえ、用語集に「コンパクト+ネットワーク」を追加しました。	有
7	60	新たな価値を創造する拠点 「第2章 東大阪市がめざす都市づくり」の「02 都市づくりの基本方針」の「1. 新たな価値を創造する拠点を構築し、人・モノ・情報の交流を呼び起こす都市づくり」の60ページの「花園ラグビー場・」を削除してください。  理由  花園ラグビー場は、趣味・娯楽の施設であるため、市の誇りにはなりません。 ラグビーを愛好していない市民も東大阪市に多数住んでいるのですから、ラグビーという特定の嗜好の施設だけを特段に取り上げることは、公共の計画として不適切です。 ラグビーは、昭和という過去の時代の産物であり、新たな価値を創造することはありません。少子化の影響や趣味娯楽の多様化により、今後、ラグビーが盛んになることはありえません。市役所がラグビーを盛り上げることは、ラグビー関係業者への利益誘導であり、相対的に他の嗜好や他の業者の利益を抑制することとなり、無駄であり、税金の浪費であり、不公平です。	花園ラグビー場はラグビーW杯や高校ラグビーなどの開催により、多くの人々が集まり、にぎわいをもたらす本市の特徴的な地域資源のひとつです。こうした特徴的な地域資源を活用し、人・モノ・情報の交流を呼び起こす都市づくりを展開することにより、にぎわいに溢れた魅力的なまちを形成したいと考えておりますので、原案の通りとさせて頂きます。 頂いたご意見は、スポーツに対する多様な考え方のひとつとして今後の施策検討の参考とさせて頂きます。	無

意見NO.	頁数	意見	本市の考え方	修正有無
		地域資源の活用 「第3章 基本方針に基づき取組む施策」の「01 基本方針に基づき取組む施策」の 「基本方針1」の68ページの「地域資源の活用」の「花園中央公園・花園ラグビー場を」 から「更なるにぎわいの創出をめざします。」までを削除してください。		
8	68	理由 花園ラグビー場は、機能の拡張には限界があり、「更なるにぎわいの創出」は不可能です。市役所が、イベントなどで、一時的な、にぎわっている感を演出することは、着地したにぎわいではありません。 東大阪花園活性化マネジメント共同体が指定管理者になって、にぎわいを創出しているにも関わらず、市役所も創出をすることになると、二重の出費であり、指定管理者を設けた意味がありません。 花園中央公園は、71ページの「基本方針3」の「都市公園の整備・活用」に「花園中央公園(中略)の整備を進めます。」と記されており、これで十分です。他にも公園が多数あるにも関わらず、花園中央公園だけを特別に優遇扱いすることは不公平です。	No.7と同様	無
9	69	下線 69ページの「(市街地部)」の「等においては、」に付された下線を削除してください。	ご意見を踏まえ、修正しました。	有
10	76	人が集う拠点の構築 「第4章 コンパクトなまちづくりの推進 ~立地適正化計画~」の「01 立地の適正化に関する基本的な方針」の76ページの「3.課題解決のための施策・誘導方針」の 「(1)施策」の「魅力:人が集う拠点の構築」の「花園ラグビー場や」を削除してください。  理由 市役所が花園ラグビー場を盛り上げる趣旨になっていますが、花園ラグビー場は趣味・娯楽の場であるため、そのような人の交流に公共機関が関与する意義はありません。 なお、76ページの下から2行目の「各種機能を誘導する」という文言は意味が不明です。	No.7と同様	無

意見NO.	頁数	意見	本市の考え方	修正有無
11	82,83	居住誘導区域に含めない区域の説明 82ページの「まとめ」には11個の「居住誘導区域に含めない区域」(例えば、「災害 危険区域」)が示されています。 83ページの「2.居住誘導区域の設定」の地図には「居住誘導区域に含めない区域」が 白色で示されています。 「居住誘導区域に含めない区域」とした項目(82ページの「災害危険区域」などの項目)ごとに、「居住誘導区域に含めない区域」として指定された町名を示した図表を作成・公表すれば良いのではないかと思いますがどうでしょうか。何故、特定の町を居住誘導区域に含めないのかが気になります。 情報量が多くなるため、計画には掲載できないのでしょうか。それであれば、ホームページに掲載すればどうでしょうか。 それであれば、ホームページに掲載すればどうでしょうか。 それであれば、その ハザードマップなどの資料出所や根拠などを掲載した方が良いと思います。	居住誘導区域の設定については78ページの居住誘導の考え方で整理しており、町丁目ごとに判断したものではありません。 居住誘導区域に含めないこととしたそれぞれの区域(以下、「対象区域」という。)については、対象となる町丁目のすべての範囲が対象区域に含まれていない場合もあり、かえって誤解を招く恐れがあることから、町丁目の公表は考えておりません。対象区域は項目ごとに大阪府や本市のウェブサイトで確認することはできますが、一カ所でまとめて公表されているわけではありませんので、本市の立地適正化計画のウェブサイトに対象区域が公表されているURLをリンク付けするなどの対応を検討します。	無
12	84	都市機能誘導区域 8 4 ページ「0 3 都市機能誘導区域」から「ラグビーのまち誘導区域」を削除してください。  理由  「ラグビーのまち誘導区域」は、他の区域に比べて広すぎ、不公平です(9 8 ページ参照)。また、他の区域では客観的で公正な境界線があると思われますが、「ラグビーのまち誘導区域」は、区域の境界の線引きが恣意的です。 他の区域は自然発生的に・歴史的に、にぎわいが育まれてきました。しかし、「ラグビーのまち誘導区域」は多額の公金を投入して人工的に創設したものであり、この区域に利権がある者に恣意的に有利な計らいをしており、不公平です。  「市内外からの来訪者拡大」により「ラグビーのまち誘導区域」への来訪者数が増えたとしても、それは、他へと向かうこととなっていた消費者をこの区域に持ってきたということであり、他の地域で生じる予定だった消費を消滅させているだけです。  「人の交流が育まれる」と記されていますが、ラグビー愛好者の交流を市役所が補助・支援する必要はありません。	No.7と同様	無

意見NO.	頁数	意見	本市の考え方	修正有無
		スポーツ関連 「第4章 コンパクトなまちづくりの推進 ~立地適正化計画~」の「04 誘導施策」の 「3. 魅力:人が集う拠点の構築に向けて実施する施策」の103ページの「スポーツ関 連」を削除してください。 理由		
13	103	「花園ラグビー場が(中略)ラグビーの西の一大拠点となる」ことは、ラグビーに関心の無い市民からすれば意味のないことです。 東大阪市では、子どもには適切な遊び場が近隣にはなく、道路上で遊んでいる状況です。 身近な場所での公共の運動施設はありません。花園ラグビー場近辺だけを豪華にすることは不公平です。このようなことに使うような公的資源の余剰があるのであれば、各々の市民が居住している近隣で、誰もが運動に親しむことができる施設を設けるべきです。	No.7と同様	無
14	122,123,128~1 31	灰色の塗潰し 122ページから123ページ及び128ページから131ページまでの表において、右端の「短期」、「中期」及び「長期」の各欄に、白色の空白と灰色の塗潰しがありますが、これらの意味がわかりません。説明をした方が良いと思います。特に全面が灰色になっている場合には意味が通じません。たぶん、該当する部分を灰色で表記したのかもしれませんが。また、灰色が該当する部分であるとした場合、例えば、「スポーツのまちづくり推進事業」(129ページ)が、何故、「短期」で終わってしまうのか理由がわかりません。理由も記した方が良いと思います。	ご意見を踏まえ、表記方法を修正します。	有
15	127,129	スポーツのまちづくり推進事業 「第6章 都市計画マスタープランの推進」の127ページの「01 都市計画マスタープランの推進について」の「2.都市づくりの基本方針に基づき都市づくりを進める」の「スポーツのまちづくり推進事業」及び129ページの「スポーツのまちづくり推進事業」を削除してください。  理由 プロ選手と連携した体験型は、一過性で終わる趣味・娯楽です。プロスポーツの公式戦開催も趣味・娯楽です。このような趣味・娯楽に、市役所が支援をする必要はありません。これまでも同様の事業を実施してきたと思いますが、一時的なイベントで終わり、地域が活性化したという思いはありません。税金を継続的に投入して活性化することは、持続可能性が無いということですから、やめてください。また、SDGsとは関係の無い事業です。	スポーツの裾野を広げ、人を呼び込み地域活性化を進めていくことはまちづくりに必要であると考えておりますので原案通りとさせて頂きます。 頂いたご意見はスポーツに対する多様な考え方のひとつとして今後の施 策検討の参考とさせて頂きます。	無

意見NO.	頁数	意見	本市の考え方	修正有無
16	127,129	ウィルチェアスポーツ推進事業 127ページの「ウィルチェアスポーツ推進事業」及び129ページの「ウィルチェアスポーツ推進事業」を削除してください。 理由 障害の有無や年齢の違いにかかわらず誰もが共に楽しむことができる、としながら、ウィルチェアスポーツは誰もができるものではありません。実際に参加できるのは、スポーツに興味があり、若くて、車いすを利用可能な、運動ができる人達です。また、雨天では実施できません。 このような、利用することが限定されている事業をインクルーシブなどと言えるわけがありません。 真のインクルーシブを目指すべきであり、車いすやスポーツという制限を排除すべきです。また、この事業はSDGsとは何の関係もありません。逆に、車いすやスポーツなどの条件があることから、市民を分断しており、SDGsに反した事業です。	No.15と同様	無
17	127,129	ふるさとづくり推進事業 127ページの「ふるさとづくり推進事業」及び129ページの「ふるさとづくり推進事業」を削除してください。  理由 「ふるさとづくり」というもっともらしい名称ですが、内容は、ラグビー愛好者を増やすことです。事業の名称に偽りがあり不適切です。 ラグビー大会を支援することは、ラグビー愛好者のために行うことです。一部の市民だけしか対象にしない事業を公共の計画に記載することは不適切です。 ラグビーとは、愛好をするための趣味・娯楽です。「ラグビーのまち東大阪」をPRすることは、ラグビーを愛好する方向へと市民の内心を誘導することになります。例え趣味・娯楽であったとしても、市民の内心を一定の方向へと、役所が誘導することは許されることではありません。また、ラグビー関係の消費を促すことになり、ラグビー関係の業者への利益誘導になっており、役所が行うべきではありません。また、SDGsとは何の関係も無い事業です。	第3次総合計画で定めるまちづくりの進め方として、ラグビーの持つ団結力やすがすがしさをまちづくりの理念として継承しながら、東大阪市に携わるすべての人の力で「感動創造都市東大阪」の実現をめざすこととしております。ラグビーは本市のまちづくりを検討する上で重要な項目のひとつと考えておりますので、原案の通りとさせて頂きます。 頂いたご意見は、スポーツに対する多様な考え方のひとつとして今後の施策検討の参考とさせて頂きます。	無

意見NO.	頁数	意見	本市の考え方	修正有無
18	127.129	ラグビー普及啓発事業 127ページの「ラグビー普及啓発事業」及び129ページの「ラグビー普及啓発事業」を 削除してください。 理由	No.17と同様	##
10	121,123	ラグビー関係を事業としている民間の業者への利益誘導になっています。ラグビーは趣味・ 娯楽であるため、ラグビーの普及啓発は民間の事業者が自費で行うべきです。 他の趣味・娯楽を愛好する市民の立場から見れば、不公平です。ラグビーを趣味・娯楽とし ていない市民も考慮に入れるべきです。 また、SDGsとは関係の無い事業です。	TNO.11 C   PJYAK	XII
19	127,129,132	花園中央公園関係 ○127ページの「花園中央公園にぎわい創出事業」及び129ページの「花園中央公園にぎわい創出事業」を削除してください。 ○132ページの「3.目標と評価・見直し」の「基本方針1」に掲げられた「項目」の「花園中央公園エリアの来訪者数」を削除してください。  理由  花園中央公園のにぎわいを創出することは、他所で発生する予定であった消費を消滅させることでもあります。花園中央公園に関わる業者への利益誘導であり不当です。東花園一極集中であり不公平です。 また、SDGsとは関係の無い事業です。	今後のまちづくりにおいて、都市の魅力を高める取組みは都市間競争に 打ち勝つためにも重要と考えております。本市の特徴ともいえる地域資源 である「花園中央公園」を活用し、にぎわいを創出させることで都市の魅 力向上につなげていきたいと考えておりますので、原案通りとさせて頂き ます。	無
20	127,129	プラネタリウム活用推進事業 127ページの「プラネタリウム活用推進事業」及び129ページの「プラネタリウム活用推進事業」を削除してください。  理由 129ページの「事業内容」に「花園中央公園全体の活性化に繋がる新たな施策を展開する」と記されています。 プラネタリウム自体が目的になっているのではなく、「花園中央公園全体の活性化」を目的としています。 社会教育を真の目的にしていないのですから、「プラネタリウム活用推進事業」は、目的外であるため不要です。	No.19と同様	無

意見NO.	頁数	意見	本市の考え方	修正有無
21	127,129	観光推進事業 127ページの「観光推進事業」及び129ページの「観光推進事業」を削除してください。  理由 これまでも同様の事業を実施してきたと思いますが、一過性のイベントで終わり、着地したという印象はありません。事業者側も、補助に依存しており、着地型のコンテンツ作りをしているようには見えません。市役所との義理の付き合いで参加している事業者があるのかもしれません。本来なら、民業が自助努力で行うべきものです。 また、SDGsとは関係の無い事業です。仮にSDGsと関係が有ると市役所が主張する場合であっても、本来あるべきSDGsとは、かけ離れており、この事業をSDGsであるとすることはSDGsの意義をないがしろにします。	本市の地域資源を活かし、人を呼び込み、にぎわいを創出することは今後のまちづくりにおいて必要と考えておりますので、原案の通りとさせて頂きます。 頂いたご意見は、観光に対する多様な考え方のひとつとして今後の施策検討の参考とさせて頂きます。	無
22	132,133	目標と評価・見直し 132ページの「3.目標と評価・見直し」に掲げられた「項目」や「目標(2030年度末)」の各値が妥当なのかどうか不明です。東大阪市役所の職員が主観的・恣意的に設けたように感じます。妥当であると判断した考え方を示してください。示せないのであれば、将来、「進捗状況や妥当性の精査・検討と必要に応じた見直し」(133ページ)を行う場合、どのように見直しなどを行えば良いのか不明だと思います。例えば、「昼夜間人口比率」は、東大阪市が高くなれば、他所が低くなるため、日本国全体を考えた場合、単純に高ければ良いというものではありません。東大阪市だけが良ければ良い、とする考え方は誤っています。また、市政が及ぼす影響は小さく、他の要因の寄与が大きいため、目標として掲げることは不適当です。例えば、待機児童を一定程度まで少なくするなど、市政として制御下にある社会事象や、市政でなければ解決できない社会問題に対して目標を定めることが正しいです。市政で制御できない社会事象に対しては、一定程度の施策を講じることはあり得るかもしれませんが、注意深く見守るしかないと思います。仮に数値を掲げるとするならば、それは目標としてではなく参考としてです。	まちづくりを進めるにあたっては他の関連計画とも連携し、横断的に施策を展開することが重要と考えております。人口関連の目標値については、第3次総合計画で目標とされている2030年に約48万人という数値を目標とし、都市機能誘導区域内の駅勢圏人口や居住誘導区域内人口密度といった数値を算定しております。その他の目標値については、上位計画や関連計画で設定された目標値の内、当計画で示す施策と関連性が高い目標値を採用することで、同じ目標に向かって、その目標実現に向けた施策展開を市全体ですすめていきたいと考えております。	無

意見NO.	頁数	意見	本市の考え方	修正有無
23	135	市民と行政の役割 135ページの「(2)市民と行政の役割」に記された事項の根拠を示してください。市 民がプランの作成・取組を行うこととなっていますが、この根拠を知りたいため。	「都市づくり」、「拠点づくり」、「地域づくり」の区分ごとに市民と行政の役割を示すことで、市民のまちづくりへの参加を促し、本計画に位置付けた都市づくりの基本目標を実現していきたいと考えております。特に、「地域づくり」については市民の生活や活動に直接かかわる身近な範囲を対象と考えており、地域レベルで「どのようなまちにしたいか」などの考えを盛り込んだ地区まちづくりプランについては市民自らが作成することが望ましいと考えております。「地域づくり」において行政は、適宜、市民の相談等に応じることにより、よりよい地域づくりの実現を支えていきたいと考えております。	無